

## 令和5年第1回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年3月1日（水曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて  
議案第 2号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 議案第 3号 令和5年度大洗町一般会計予算  
議案第 4号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計予算  
議案第 5号 令和5年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 6号 令和5年度大洗町介護保険特別会計予算  
議案第 7号 令和5年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算  
議案第 8号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算  
議案第 9号 令和5年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算  
議案第10号 令和5年度大洗町水道事業会計予算  
議案第11号 令和5年度大洗町下水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第12号 大洗町河川出水災害危険区域に関する条例  
議案第13号 大洗町営キャンプ場施設整備等管理運営基金条例  
議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
議案第15号 大洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第17号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第18号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
議案第20号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
議案第21号 大洗町幕末と明治の博物館条例の一部を改正する条例

- 議案第 2 2 号 大洗町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 議案第 2 3 号 大洗町東日本震災復興特別区域法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例
- 日程第 7 議案第 2 4 号 令和 4 年度大洗町一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 2 5 号 令和 4 年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 6 号 令和 4 年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 7 号 令和 4 年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 8 号 令和 4 年度大洗町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 2 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 発議第 1 号 大洗町議会の個人情報の保護に関する条例
- 発議第 2 号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 発議第 3 号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
- 日程第 1 0 選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 1 1 諮問第 1 号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 報告第 1 号 令和 5 年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について
- 日程第 1 3 寄附の受入れについて
- 日程第 1 4 休会の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開会にあたり申し上げます。

今定例議会は、マスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、私と事務局はタブレットを使用して会議を進めさせていただきますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

---

#### ◎表彰状の伝達

○議長（飯田英樹君） 会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る2月8日に坂本純治議員が議員在職27年以上、和田淳也議員、今村和章議員が議員在職15年以上の功績により、全国町村議会議長会より表彰を授与されました。

ただいまより、改めて表彰いたします。

それでは、坂本純治議員、和田淳也議員、今村和章議員、前へお進みください。

〔議長より表彰状の伝達 演壇で授与〕

○議長（飯田英樹君） ここで國井町長より、ご祝辞をいただきます。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） まずは、おめでとうございます。

新年度予算を決める大事な定例会に先立ちまして、こうして慶事ができますこと、とても意義深いものがあり、また、我が町にとりましても本当におめでたいお話でございます。

3人の議員の皆様方には、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。本当におめでとうございます。

もう皆さんとは、私も議員時代からご一緒させていただいておりますし、また、この私が町長に就任させていただいてからも、いろいろと議論をさせていただいたり、また、いろいろとご指導をいただいたり、様々な本音で語り合うような、そういう間柄でありますので多くを申し上げますけれども、それぞれお三方、ご自身それぞれの持ち味がおありでありますので、そうしたことをこれからも生かされて、更に我が町の発展、そして未来の我が大洗町の明るい、そういう輝く郷土のために、これからもご指導、ご尽力をいただければと思っております。

公職に長く就くというのは、なかなか言うは易く簡単ではありません。今、賞状1枚の中にいる

いろな思い出があろうかと思えますし、また、そこには町に対する夢、そして自らが懸ける情熱、何よりこの大洗町をもっともっと良くしたいというそういうお心がそのなかにちりばめられているという、そういう思いのなかで、これからも3人の議員の皆さん、そしてそれぞれのここにいらっしゃる議員の皆さん方と一緒に、更に我が町の発展を求めてまいりたいというふうに思っております。これからのご活躍のためには、健康が第一でありますので、お互いにこれは健康に留意されて、益々ご発展されますことをお祈り申し上げて、ご挨拶にかえる次第であります。

本日は本当におめでとうございます。

○議長（飯田英樹君） それでは、表彰状を授与されました坂本純治君議員より、謝辞をいただきます。

〔坂本純治議員 登壇〕

○坂本純治議員 ただいま、27年という長きの表彰をいただきました。今、町長が言われたように、ふと平成7年の10月の議会に初めて出た時に、大先輩方の議員の先輩方がこういうことを言っておりました。俺は古いだけで、古いのは骨董品のほうがいいんだという大先輩がいましたが、やはり継続は力だろうというふうに思っております。これからも微力ではありますが、町政発展のために意見を述べさせていただき、活動したいと思えます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（飯田英樹君） 続きまして、和田淳也議員より、謝辞をいただきます。

〔和田淳也議員 登壇〕

○和田淳也議員 どうもありがとうございます。この席から見るとですね、勝村議員、海老沢議員、同期だったわけなんですね、一番最初。なぜ私だけが15年かという、2期ほどお休みをしております、そのせいで勝村議員や海老沢議員と同列には並んでいないということでございます。ただし、町長が今おっしゃったように、いろんな面でね、この大洗町をどうしたら良くするかとか、そういうのは結構持つておるつもりでございます。いろいろですね古いだけで骨董品のほうがいいという話もございますが、やっぱり古ければ古いなりにですね、それだけの知識の蓄積があって、また、若い人たちもそれなりの発想、思いはあるでしょうけれども、この何と申しますか議会の歴史、こういうものをですね、温故知新ではありませんが、そういうものにも是非活用していただいて、今から、なお益々大洗町の発展に尽くしていければなど、私も微力ではございますが、そういうようなことをやっていきたいと思っておりますので、今後ともどうかご助力、ご助言、ご指導、ご鞭撻、いろいろお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（飯田英樹君） 続きまして、今村和章議員より、謝辞をいただきます。

〔今村和章議員 登壇〕

○今村和章議員 改めまして、表彰を受けさせていただきました本当にありがとうございます。これもですね、負託をしていただきました町民の皆様のおかげ、そしてですね、私一人ではなかなかこの議員も続かないと思えます。議員のメンバー、恵まれたメンバー、そしてですね、やはり執行

部の協力があるとのことだと思っております。

私はこの議会の議員としてですね、これからも尽力していきたいと思っておりますけども、そのためには議会、そして執行部がですね、両輪となって進んでいかななくてはならないなど改めて思っているところでもありますので、今後とも宜しく申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（飯田英樹君） おめでとうございます。表彰状を授与されました坂本議員、和田議員、今村議員、皆様の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

以上をもちまして、表彰状の授与を終わります。

---

開議 午前 9時42分

#### ◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和5年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、4番 伊藤 豊君、5番 石山 淳君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定しました。

---

#### ◎議案第1号および議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第1号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決

処分につき承認を求めることについて、議案第2号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第1号および第2号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

初めに、議案第1号についてご説明いたします。

令和4年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1月11日付けにて専決処分いたしました、令和4年度大洗町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,563万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億1,635万5,000円とするものであります。

4ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

総務費の地域づくり総務費につきまして、「ふるさと納税事業」における返礼品の品揃えの充実や、幅広くふるさと納税返礼品を周知するなど精力的に取り組んだ結果、当初見込んでいた金額を大きく上回る寄附をいただいたため、寄附者への返礼品や基金への積立金などと合わせ3億1,563万6,000円を追加計上するものであります。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、4ページの上段のとおり、寄附金3億円、繰越金1,563万6,000円を追加し、歳入として3億1,563万6,000円を追加補正するものであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

議案第2号についてご説明いたします。

令和4年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

2月1日付けにて専決処分いたしました、令和4年度大洗町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,083万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億2,719万円とするものであります。

8ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

衛生費の保健衛生総務費につきましては、国が進める「出産・子育て応援給付金事業」に基づき、令和4年4月以降に妊娠および出産し、要件を満たした妊産婦等を対象に、伴走型相談支援の充実を図るとともに、子育て支援サービスの利用負担軽減等の経済的支援として、妊婦1人当たり

5万円、子ども1人当たり5万円を支給する事業を速やかに実施するため、関係経費1,083万5,000円を追加計上するものでございます。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、8ページ上段のとおり、国庫支出金722万2,000円、県支出金180万5,000円、繰越金180万8,000円を追加し、歳入として1,083万5,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第1号 令和4年度一般会計補正予算（第7号）および議案第2号 令和4年度一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるとでございます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第2号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この支給の在り方ですが、支給方法ということで資料いただきましたが、現金支給もしくは指定口座振込というふうになっております。このそれぞれがどういう方法でいただくかということですが、この確認の在り方、確認の仕方はどういうふうになっているんですか。

○議長（飯田英樹君） 子ども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

こちらの対象者および金額ということで、先ほど町長のほうからご説明をさせていただきましたが、そもそもこの事業の在り方としまして、支援が必要な方にいち早く支援を届けるということ、そこを第一番に考えまして事業のほうを進めてきたところでございます。

支給につきましては、基本的にほとんどの方が振込支給を選ばれるのかなというところのなかで、なかには現金という方もいらっしゃるということも想定をしまして、その両方での支給が可能というような形を対応とらせていただいたところでございます。

口座につきましては、口座の聞き取りを面談の時に行わせていただきまして、その指定口座のほうに振り込みをさせていただいておるところでございます。

また、現金につきましては、希望のあった時に、やはりやり取りをさせていただいたなかに、そ



こで現金選択という形で確認をさせていただいて、こちら銀行のほうで現金を用意する関係もありますので、日にちをちょっと改めて指定をさせていただいて、その日に来ていただいて窓口でお渡しをするということを想定をしているところでございます。

ただ、昨日までで対象者78名おるんですけれども、このなかで49名の方が申請を終えられております。割合にしますと63%の方が、もう受け付けをされておりますけれども、今のところ現金を選ばれた方はいらっしやらないという状況でございます。全ての方が口座振込による支給のほうをさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それで、支給方法を柔軟に対応するというふうになってはいますが、これはどういう内容ですか。

○議長（飯田英樹君） 子ども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

なかなか出産後の状況などによりまして、速やかに手続が難しいという方も、なかにはいらっしやるのかなと思います。そういったところに関しましては、出生後の約2カ月の間に主に赤ちゃん訪問という形で訪問をさせていただきますので、そういったなかで、どの段階であれば面談等が可能かなども聞き取りをいたしまして、それに応じた対応のほうをさせていただいていると、そういった状況でございます。

また、今年度につきましては、事業開始が2月1日でございますけれども、対象となるのは昨年4月1日ということになりますので、こちら遡って支給をさせていただいております。そこは遡及対応ということで、5万、5万という形で2回に分けるのではなく、1回で10万円の支給という形で対応をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 問題なく口座から引き落としできるというような、そういうことになっていると思うんですが、これ私、誤解のないように言いますけれども、ある町民の方から伺った話ですけども、こども課がそうだという話ではありません。庁内全体のことで考えていただきたいことがあるんですけども、例えば臨時的に町のことに関わって手当が支給されるというようなことが発生しますね。発生する場合があります。その際に口座に振り込みたいというようなことが行われているわけですね。その際に直接電話でその口座番号を教えてくださいというようなことが言われたという話でした。これはね、今、町の放送でも振込詐欺とかね様々なことで、留守番電話とか様々なことで注意してくださいというような話が、放送がされている。そういう最中に、直接個人の口座番号を教えてくださいというのは、あつてはならないことじゃないかというふうに言われました。何を考えているんだという話があったんですね。ですから、こういう口座振込という形は、様々なことで行われているんですが、そういうことを十分注意しながら対応していかなきゃいけないというふうに思いますが、この口座振込に関して特別この町のなかですもんね気をつけていることがあれば説明をしていただきたいなというふうに思います。どなたでも結構ですけども、全体を統括している

方、お願いします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井豊君。

○町長（國井 豊君） 遠慮なく私、指名していただいて結構です。今、菊地議員おっしゃることはもっともなことでありまして、今自分にその電話でそういうふうなことをうちのほうでしているというならば、これ私が自らおわびを申し上げなければならないところでもあります。しっかり時代の流れに沿った形で、といいますか、一方で口座番号が問われても電話なんかでは絶対教えて駄目だよという放送を流しながら、職員がその口座番号を電話で聞くというのは、極めて矛盾した、もう漫画チックで笑うしかないようなそんな話になってしまいますので、そういうことはしっかり対応していきたいと思っております。私などは、どちらかというと、貧乏性で、何かこう振り込み、例えばもう500円のお金でも振り込みするってなると、振込料等考えた時に、これ民間ベースで、よく民間感覚持てということになりますと、500円に限らず5,000円の日当を振込料何百円もかけてやると、果たしてどうかなっていつも思いまして、かといって時代の流れですと、これ何の会に行きましても、今もう口座番号教えてください、口座番号でって、もう昔ですと旅費日当という形で封筒に入れてお渡しをしたんですが、どうしても今は振り込みということになって、どれだけ振込料かかっているのかなど。銀行のほうも、金利、もうこんなことは言わずもがなですが、金利で稼ぐことができなくなったんで、そういう振込料とか値上げを少しずつ、公金であろうともしている時代になっておりますから、そことのバランスということも総合的には考えていかなければならないなと思っております。ただし、一番大事なことは、多少その経費、これはコストとしてかかろうとも、住民の皆さん方が不安になるようなこと、これしてはいけませんし、当然にして、そうすることによって役所に対しての不信感というのが芽生えてしまってというか、そういうことが増大してしまえば、これは元も子もない話でありますので、しっかり議員がご指摘のところ、もう一回整理して、これ、各課やっていることですから、それぞれに例えば委員さんであるとか、今おっしゃるように公的な仕事をしていただいたような形がいらっしゃって、おそらく同じ対応していると思っておりますので、是非そうした視点に立って、私どももしっかり総括をして対応して、できればこの議会中に菊地議員に、こんなふうにしますよってというような、いわゆる方法論についてお回答できればと思っております。この子育て、いわゆる応援金につきましても、何か2回に分けてそういうふうにするということ自体が私もどうかなと思えますし、もう一つは第1子の方々であれば相談したいとか初めてのことで、いろんな方みえると思うんですが、3人目の方とか4人目の方になると、もう十分、むしろこちら側の看護師が教わる人が多い部分も実務上あるかと思ひまして、そういう方々について私はなんかネットでもできないのかとか、そういうことも考えて、できるだけこの役所に来ないような仕組みが作れないかということで、今、佐藤課長のほうからも答弁させていただきましたけども、例えば出産してすぐにお金が必要だ、本来ならすぐにお金必要ですから、またその時に来ていただいて、出産しましたよってことで来ていただいて、そこでお金渡すっていうのも、これも非常にナンセンスな話で、国はなんか2回に分けて、渡した、渡したということで強調したいのかなって、私はそれは少し何かこの施策について考え方あればってということで、もし

アンケートでもくればしっかり抗議をしていきたいなと思っているんですが、1回で、これが1,000万の金とか100万の金だったら2回に分けるっていうのはわかるんですが、今どきの10万円ですから、その10万円の金を何か有り難みをしっかりつけて5万円ずつに分けるということ自体が、もう極めてナンセンスな話で、できれば役所に来なくてもいい仕組みをしっかりと作るとか、そういうことも併せて考えながら、この政策によって学んだこと、また、いろいろな不合理も見えてきましたので、そういうことをしっかり総括をして、ほかの施策にもつなげていけるような環境を作っていければと思っておりますので、どうぞまたご指導のほど宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） ほか、どうでしょう。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第2号は、原案のとおり決しました

---

### ◎施政方針および議案第3号ないし議案第11号の上程、説明

○議長（飯田英樹君） 日程第4、令和5年度施政方針および日程第5、議案第3号から議案第11号まで、令和5年度大洗町一般会計予算および特別会計予算8件を一括して議題といたします。

これより令和5年度施政方針に関する説明および一般会計予算、特別会計予算について提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参会を賜り、令和5年度当初予算案をはじめ町政の重要課題につきまして、ご審議いただけますことに深く感謝御礼申し上げます。

本定例会においてご審議いただく諸議案の説明に先立ち、令和5年度の町政運営にかける所信の一端を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの追加接種や抗ウイルス薬が利用可能になる一方、新たな変異株の流行による感染拡大の波は繰り返し、減少傾向にあるものの、本町においても新規感染者数が日々報告されております。

ここに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、感染防止にご尽力いただいている全ての皆様に、改めて心から敬意と感謝の意を表します。

国においては、ウイズコロナに向けた新たな段階に移行しており、本町においても、引き続き機

動的な感染症予防対策を講じるとともに、適時適切な生活支援や経済活性化策、誘客事業を積極的に進め、地域の賑わいの回復に取り組んでまいります。

令和5年度当初予算の基本的方針であります、「第6次大洗町総合計画」に掲げる将来都市像「幸せ無限大、不幸ゼロのまち」を実現していくためには、住民の命と生活を守り、安心・安全を確保するとともに、住民が主役となる活力ある地域社会を将来にわたって持続させる取り組みを進めていくことが大切です。

予算編成では、財源不足が見込まれ、必要な事業費の計上が危ぶまれたため、財政調整基金をはじめとする各種基金の取り崩しを図ったところです。併せて、就任以来一貫して力を入れてきたふるさと納税による更なる増収分を活用できたことで、必要な歳出に見合うだけの財源を確保することができました。寄附してくださった皆様、返礼品の提供に協力してくださった事業者の皆様に、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

令和5年度の主な施策について、「第6次大洗町総合計画」の五つの政策に沿って、ご説明申し上げます。

政策の一つ目「住民の命と生活を守るまちづくり」についてであります。

「不幸ゼロ」を実現するには、災害対策や医療・福祉といった人々の痛みや思いに寄り添い、命と生活を守る施策の展開が何よりも大切です。

折しも、来週の3月11日は東日本大震災から12年目を迎えます。あの災禍を忘れず、ソフト・ハードの両面からの命を守る防災対策に力を入れてまいります。

消防本部庁舎については、あらゆる災害に対する防災体制の維持と最大限の消防力を発揮できるよう、大貫台への移転を目指し、基本設計を策定してまいります。

消防水利施設の充実や消防団車両、資機材等の計画的な配備を図るとともに、危機管理の強化、災害に備えた通信機器や備蓄品の更新を進めてまいります。

涸沼川沿いの堀割や五反田地区周辺で進めている「防災集団移転促進事業」については、早期事業化に向けて地域住民の合意形成を図るとともに、災害危険区域の指定や移転計画の策定等を進めてまいります。

上水道については、令和4年10月に料金改定を行い、事業経営の安定化を図ったところでありますが、今後も厳しい経営状況が予想されるなかで、引き続き、国の交付金を活用して老朽化した水道管を計画的に更新し、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

下水道については、令和5年4月から公営企業会計を適用し、経営基盤の強化や財務マネジメントを向上させることで安定した事業運営を図ります。

犯罪等が起こりにくい安心して暮らせるまちを創るため、防犯灯のLED化に取り組み、全体的な管理コストの縮減や町内会の負担軽減につなげてまいります。併せて、街頭防犯カメラの計画的な設置など、地域防犯体制強化の取り組みを進めてまいります。

住民の命を守る上で欠かすことができない健康・医療・福祉に係る取り組みについては、更なる充実を図るとともに、新型コロナウイルス対策についても、ワクチン接種を含め国の動向を注視し

ながら柔軟に対応してまいりたいと思います。

近隣市町村の医療機関との連携強化や救急救命士の計画的養成等に引き続き取り組むとともに、連携中枢都市関係事業による水戸市内医療機関の活用や町内救急指定病院の維持に向けた支援など、地域医療体制・救急体制の確保を図ってまいります。

特に、高齢者については、コロナ禍の医療受診控え、介護サービス利用控えの影響と思われる身体機能・認知機能の低下傾向が見受けられます。介護予防に有効な施策を引き続き行うとともに、本町の介護サービスの安定供給を維持するために重要な担い手となるケアマネージャーなどの介護人材の育成と定着を図ってまいります。

認知症施策については、認知症サポーター養成講座、認知症カフェなどの継続開催に加え、地域の見守りにより認知症高齢者を支える仕組みづくりを展開するとともに、連携中枢都市関連事業を活用し、認知症や障害により意思決定が困難な方に対する成年後見制度の利用促進・申請支援を継続してまいります。

政策の二つ目「一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくり」についてであります。

あらゆる人たちにとって「住みたいまち、住み続けたいまち、戻ってきたいまち」となることを目指すには、まずは、今住んでいる人たちが快適に過ごすことができるまちづくりを進めていくことが肝要です。豊かな環境を未来につないでいく持続可能なまちづくりを進めていくため、脱炭素社会の実現に向け、家庭用蓄電池の設置を補助するなど、できることから取り組みを推進します。

「鉾田・大洗広域事務組合」においては、環境負荷を低減し、循環型のまちづくりに寄与できる新施設の整備を鉾田市との連携の下、引き続き進めてまいります。

加えて、住民や観光客にとって心地よい環境を整えるため、町内幹線道路を中心に草刈り等を積極的に実施し、環境美化に努めてまいります。

斎場については、様々な利用者に配慮した施設改修事業に取り組みます。

引き続き、通学路における危険箇所の解消等の安全対策を進めるとともに、周辺環境に影響を与えかねない空き家の取り壊しや利活用が図られるよう、補助制度の活用と併せた助言・指導を展開いたします。

こうした取り組みと併せ、定住奨励金事業により町内に住宅を取得した子育て世帯への支援に取り組むほか、茨城県と連携した移住支援事業を活用して効果の最大化を図ります。

日本原子力研究開発機構が有する高速実験炉「常陽」では、希少な医療用放射性同位体を製造することが可能であり、先進的ながん治療への貢献に寄与し、高温工学試験研究炉「HTTR」は、その熱源を活用し水素を精製することが期待できます。

徹底した安全管理の下、地元への理解促進に向け、成果の見える地域振興策を推進するよう、強く要望してまいります。

住民とともに多様性を尊重し、地域が連携するまちづくりを進めるには、町内の情報を住民はもとより、企業、団体など、関係する人々と円滑に共有することが必要であります。広報紙やホームページ等の更なる充実や、公式LINEアカウント等を活用した情報発信の強化、さらには「大洗

町ふるさとビジョン」についても最大限活用し、住民向け、観光客向けにそれぞれ効果的な情報発信を展開してまいります。

政策の三つ目「観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくり」についてであります。

大洗町の観光入込み客数を見ると、令和3年の観光入込客数は延べ281万2,000人とコロナ前と比べ大きく減少し、観光に関わる多くの事業者が長期にわたり甚大な打撃を受けています。こうした時こそ多業種が相互連携を図り、地域全体で共創による観光地づくりを進めることが重要であり、引き続き儲かる地場産業の醸成につなげてまいります。

昨年、開催時期を秋に移行し、ふるさと納税特別音楽ライブと融合させた大洗海上花火大会を、今年度は9月30日に開催を決定し、更に打ち上げ発数を増やすなど、よりスケールアップを図り、誘客と地域活性化につなげてまいります。住民の皆様が大いに親しみ、また、観光協会や地元事業者などとの共創により、町全体が一つとなって盛り上がる象徴的なイベントとして育ててまいります。

大洗町観光情報交流センター「うみまちテラス」において、観光案内および情報発信機能の充実、レンタサイクル等のきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、新モビリティの導入やイベントの開催など、新たな観光コンテンツの創出を図ってまいります。

更には、意欲ある人材を地域おこし協力隊として活用し、新規イベントの企画・立案、既存事業の拡充および旅行者視点での魅力発信、地域商品の発掘やブラッシュアップを推進します。

観光客は市町村域を超えての周遊が想定されることから、県や周辺市町村との連携が必要不可欠です。「茨城デスティネーションキャンペーン」との連携をはじめ「ひたちなか・大洗リゾート構想」の推進など、地域のブランド力向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

加えて、大洗港初となる外国クルーズ客船の入港が決定しました。県並びに大洗港振興協会等と連携した入港歓迎施策を展開し、魅力ある港づくりを推進いたします。

こうした誘客対策と合わせて、まちづくりの骨格となる交通ネットワークの充実も重要です。毎年、観光シーズンには町内で著しい渋滞が発生するなど、観光客の増加は居住者の生活に大きく影響を与える場合があります。都市計画道路関根祝町線や吉沼磯浜線等の町道について早期開通を目指して整備するとともに、大洗駅前の交流機能強化の一環として、歩行空間等の整備に着手するなど、基盤整備をしっかりと行い、観光客と地元の生活者双方の利便性を向上させてまいります。

また、公共交通の利用促進に向けては、路線バス次世代決済システムの導入を支援するとともに、将来の在り方についての検討を進めてまいります。

農水産業の振興につきましては、魅力ある資源を活用した儲かる農水産業の実現を図るべく、基盤整備や担い手の育成に努めてまいります。

向谷原地区の土地改良事業を推進するとともに、水田地帯が有する多面的機能の維持・保全を図ってまいります。また、夏海地区における畑作地の基盤整備に向けて、担い手農家や地域を代表する方々と組織を設立し、持続可能性を追求してまいります。

活魚蓄養施設において、新鮮な活魚や鮮魚を一般販売する「とれたて市」の開催支援や水産加工

品の品質向上・ブランド化を推進し、生産性の向上・競争力の強化に努めてまいります。併せて、収益向上のための漁船設備導入や、漁船保全修理施設をはじめとする老朽化した施設・設備の更新に対し補助を行うことにより、漁業経営の安定化を図るとともに、担い手育成や操業体制の維持に努めます。

商工業の振興につきましては、商店街の賑わい創出に向けた活性化会議などを通して、商工会並びに地域商店街との連携を強めるとともに、がんばる商店街事業を支援するなど、地域商店街の活性化にも努めてまいります。

また、主に高校3年生を対象とした町内企業の合同説明会や、商工会と連携して創業支援セミナーを開催するなど、雇用対策や創業支援・人材育成に取り組んでまいります。

私は、儲かる地場産業のまちを実現するには、現地現場主義を徹底し、地場産業の担い手と役場の職員がそれぞれの役割分担の下、共に額に汗を流すことがその振興に必要な不可欠なことであると考えております。このため、地場製品のPR、販路拡大、地場産業の活性化策として有効である「ふるさと納税制度」とタイアップした取り組みについて、専門的な知識・経験、そしてやる気のある地域おこし協力隊と連携し、役場の職員と地場産業の担い手とともに知恵を出し合い、効果的なマーケティングやプロモーションを進めてまいりました。こうした様々な取り組みにより、令和4年度は約9億円と過去最高の寄附をいただくことができました。改めて、寄附をしてくださった全ての皆様に、返礼品の提供にご協力いただいた町内の事業者様に御礼を申し上げます。

政策の四つ目「大洗の未来を担う人財を育てるまちづくり」であります。

ライフステージに応じた切れ目のない子育てで支援体制と子どもが個性や能力を発揮し、いきいきと活躍できる子育て・教育環境を構築し、大洗の未来を担う人財を育てるとともに、住民が世代を超えて学ぶことができる地域づくりを進めてまいります。

妊婦健康診査受診料の助成等を引き続き行うとともに、不育症に係る検査・治療費につきましても、一部が保険適用外となっていることから、町独自に治療費の一部を継続して補助してまいります。

更には、大洗町子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点『ほっと』では、妊娠期から子育て期にわたり、一般的な支援から虐待の予防、要支援・要保護児童への支援まで、一体的な相談体制の充実・強化に努めてまいります。

また、町独自に高校生までの医療費と入院時食事代の自己負担を引き続き完全無料化とするなど、経済的負担の軽減を図るとともに、3歳児健診時の視力検査に屈折検査を実施し、弱視の早期発見・早期治療につなげてまいります。

保育事業については、町独自の保育料軽減策を継続するとともに、待機児童ゼロが継続するよう保育の充実に努めながら、民間保育施設に看護師を配置する病児保育事業や少人数を対象にした小規模保育事業に対する補助など、保育ニーズへのきめ細かな対応を図ってまいります。

学校教育につきましては、社会を生き抜く力を持ち、心身ともに元気いっぱい健やかな子どもたちの育成のため、学校・家庭・地域との連携・協働による施設整備や教育環境の充実に努めてま

います。

本町の強みである隣接・併設型の教育環境を生かし、9年間を見通した小・中連携教育の更なる充実を図るとともに、非常勤講師の配置によるチームティーチングの実施や、学習の習慣化と学力向上を狙った学びの姿勢づくり事業、ことばの専門家である言語聴覚士による巡回相談事業によるきめ細かな支援等により、引き続き教育体制を充実させてまいります。

また、児童・生徒が英語や外国文化に親しむことや、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指すため、小・中学校に4名配置してきた外国語指導助手（ALT）を8名に増員します。

更に、昨年11月より実施してきた、フィリピン人英語講師とのマンツーマンオンライン英会話レッスンについては、対象を小学5年生から中学3年生まで拡充します。対象を中学生に限定した英語検定料の補助についても、小学5・6年生まで拡充し、英語教育のより一層の充実を図ってまいります。

コミュニテイスchoolの推進については、各中学校区に設置した学校運営協議会および全体の総括、各学校の取り組みを共有するため、学校運営協議会総合本部の更なる充実を図り、学校と地域が連携・協働した教育活動の推進を目指します。

一方、子育て世帯の負担を軽減するため、小学生を有する家庭向けには、第三子以降の入学時に支給する「浜っ子すこやか報奨金」や小学生から中学生に複数の子どもがいる世帯への給食費補助等多子世帯向けの支援等を行ってまいります。

生涯学習については、公民館講座におきまして、昨年度から小・中学校に導入したオンライン英会話を活用し、住民が生英会話を学ぶ機会を創出するなど、幅広い世代に対応した学習機会の提供に努めます。

文化財の保存活用については、国指定史跡磯浜古墳群の保存活用計画を策定するとともに、史跡指定地の一部を取得してまいります。

幕末と明治の博物館においては、藤田東湖の収蔵品を活用した展覧会を開催するなど、更なる入館者増を図ってまいります。

併せて、町民会館の自主文化事業の開催による芸術文化の振興や、プロスポーツ団体等との連携とスポーツ施設の整備更新を図るなど、スポーツの振興にも努めてまいります。

政策の五つ目「持続可能な行財政運営によるまちづくり」についてであります。

施策の展開には、財源の確保と事業を効果的・効率的に実施し、職員が能力を発揮できる環境と、民間の力を活用する体制づくりを進めることが求められています。PDCAサイクルによる取り組み内容の評価・検証の仕組みを継続することで、中・長期的視点に立った計画的・効率的で持続可能な行財政運営を実現します。

ふるさと納税制度の更なる活用の推進はもとより、企業版の拡充やデジタルサイネージの広告料収入、ネーミングライツ、サンビーチ駐車場有料期間の拡大など、財源確保のため、あらゆる手立てを講じます。また、国・県の補助金や有利な公債の活用等を進め、財政規律を確保しながら、将来の発展につながる事業を展開してまいります。



公共施設の在り方につきましても、現在の人口規模や将来の人口減少を踏まえ、ゼロベースからの見直しが必要であり、利用頻度、維持管理等の財政的負担を勘案しながら、統廃合を含め効率的な運営を目指してまいります。併せて、長期的な活用が必要な施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化を図りながら、改修等を計画的に進めてまいります。

政府の策定した「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」に基づき、この4月から子育て関係や介護関係等、「特に国民の利便性向上に資する手続」について、マイナンバーカードを用いたオンライン申請が可能となります。そのほかの手続につきましても、環境が整い次第、電子申請を可能とし、住民の利便性の向上と事務の効率化に努めるとともに、電子申請が困難な方向けに、現行の申請方法も継続してまいりたいと思います。

特に、担い手である職員においては、DXをはじめ、効果的・効率的な行政運営の推進に対応すべく、既存の事務事業の在り方を慣例等にとらわれず、抜本的に見直すことが求められており、一層の効率化への意識改革を促していきます。

今年度も中央省庁や茨城県への職員派遣を行います。県への派遣にあたっては、引き続き女性職員を派遣し、女性活躍の場を拡げて、国・県の施策推進に携わることにより、高度な政策立案能力や調整力を身に付けるとともに、国や他の自治体職員とのつながりを築き、将来を担う人財の育成に努めてまいります。

併せて、令和3年度から実施している民間企業との人事交流や広報PR等に係る地域おこし協力隊員の配属は、情報提供の質の向上と併せ、関係職員の意識改革やノウハウの蓄積につながっていると感じており、引き続き取り組みを進めてまいりたいと思います。

水戸市を中心とした県央9市町村で取り組む「いばらき県央地域連携中枢都市圏」を更に活用し、地域医療や福祉、観光等の分野のほか、産業振興や公共交通、移住・定住の促進など様々な分野で各市町村との連携を強化し、本町の産業発展と住民福祉の向上につなげてまいります。

これまで申し上げた施策の実施に向けた令和5年度当初予算についての一般会計と特別会計を合わせた総額は、143億2,339万4,000円（前年度比1.7%の増）となります。内訳として、一般会計85億8,400万円（前年度比1.7%の減）、国民健康保険特別会計19億363万円（前年度比9.1%の増）、後期高齢者医療特別会計2億4,127万円（前年度比3.9%の増）、介護保険特別会計17億7,196万1,000円（前年度比0.5%の減）、地方卸売市場事業特別会計774万1,000円（前年度比11.5%の増）、公園墓地事業特別会計2,645万2,000円（前年度比15.4%の増）、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計822万円（前年度比3.2%の減）、水道事業会計9億4,162万8,000円（前年度比1.9%の減）、下水道事業会計8億3,849万2,000円となっております。

一般会計の歳入については、柱となる町税において若干の増が見込まれることから、26億3,889万9,000円（前年度比1.0%の増）。

地方交付税については、令和4年度の交付実績額と地方財政対策における伸率等を総合的に勘案しまして、13億3,700万円（前年度比10.3%増）。

繰入金については、福祉基金のほか、財政調整基金、減債基金、大好きです大洗基金からも一部

繰り入れを予定し、総額で9億4,852万1,000円（前年度比37.0%増）であります。

町債については、臨時財政対策債5,000万円を含め総額で2億4,450万円（前年度比65.9%の減）を計上しております。

以上、早足でありましたが、私が令和5年度の町政運営にかける想いと主要な取り組みについて述べさせていただきました。

第6次大洗町総合計画に掲げる将来都市像であり、私の理念でもある「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」の実現に向け、現時点で必要だと思う事業については、厳しい財政状況にあっても、できる限り予算化させていただいたつもりです。

本格的なウィズ・コロナ時代を迎えるなか、未来を切り開くためには、議会をはじめ住民の皆様の英知と創造力を結集し、これまで述べてきた政策の一つひとつを実現していくことが重要であると考えます。そのためにも、固定観念や経験則などにとらわれない、時代の潮流やニーズの変化に柔軟に対応した大洗新時代、新しいまちづくりに果敢にチャレンジしてまいります。

最後に、住民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 以上で、令和5年度施政方針に関する説明及び一般会計予算、特別会計予算の説明は終わりました。

質疑につきましては、3月3日の本会議にて行います。

---

○議長（飯田英樹君） 暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時35分を予定いたします。  
(午前10時25分)

---

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午前10時35分)

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、議案第12号 大洗町河川出水災害危険区域に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第12号 大洗町河川出水災害危険区域に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、涸沼川沿いの掘割・五反田地区周辺において計画している防災集団移転促進事業に関して、河川の出水による災害危険区域の指定およびその区域における災害防止に必要な建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上、議案第12号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号 大洗町河川出水災害危険区域に関する条例について質疑を行います。5番 石山淳君

○5番（石山 淳君） 令和3年、令和4年度で準備段階がようやく終わった事業だと思っております。いよいよこの条例によって地域の災害危険区域の指定ということになりますけれども、確認したいことがありますのでお伺いをいたします。

条例の第5条ですけれども、（1）、（2）、（3）、（4）についてお伺いをいたします。

建築基準法39条の1項では、災害危険区域の指定を定めております。建築基準法39条2項では、建築の制限を定めております。建築基準法39条2項の例外規定と捉えてよろしいのかどうかお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいま石山議員のご質問にお答えいたします。

石山議員のご発言のとおりで、建築基準法39条第2項では、建築物の制限を町の条例によって定められるとすることが法律によって決められております。今回の条例の第5条では、まず5条の第1項で住居の用に供する建築物および病院や診療所、ホテル、旅館および児童福祉施設、こちら寝泊まりする部屋が想定される建物ですけれども、これらに類するものは建築してはならないということと定めております。ただし、この限りではないということで、（1）から（4）、わかりやすくいうと、盛り土であったり、1階の床が基準水位よりも高い場合であったり、寝泊まりしている間に浸水に遭わないような建築物は建築できるというようなことで例外規定を設けております。議員おっしゃるとおり、建築基準法で定められている制限がかからない建物をここで定めておりますので、今後これらの建築物を建築確認された時には、建築確認が下りまして増築・改築ができるような条例となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 説明ありがとうございます。一方で、なかなかちょっとわかりづらい条例ですので、対象者の住民の方にわかりやすい説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） 関連質問になると思うんですけども、基準水位を決めるとなっておりますけれども、将来的にこの基準水位ってのは、今の地球温暖化並びに地震による地盤沈下によって、相当水位が変わってくると思うんですけども、この辺の基準水位というのはどのように決めました。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいまの海老沢議員のご質問にお答えします。

今回、堀割・五反田地区周辺で想定している基準水準については、瀬沼川の水位でございますので、河川管理者の常陸河川国道事務所と協議を進めてまいっております。現在想定している基準水位は、令和元年度の出水がこれまでで一番高い水が上がったという記録になっておりますので、令和元年度の出水を参考に指定することを考えております。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） 具体的数値としては、まだお示しになってないということでもいいんですか。19年の前回の選挙の時にですね、護岸から越水してんですよ、何メートルぐらい越水だったかわかんないんですけど、越水の瞬間、たまたまちょうど立ち会った経験があるんですけども、あの水位よりも高く設定してあるということに理解していいんですか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度の出水の時の高さということで今のご質問はよろしかったでしょうか。そういうことでありますと、概ね、令和元年度に水が上がった高さを概ね基準水位として想定しております。

具体的な数値についても、実は今回、一つの基準水位で定めることがなかなか難しい状況で、実際、国土交通省のほうで観測している水位が堀割・五反田地区の間でも概ね3カ所ございまして、それぞれ3カ所、高さが異なっております。ですので、その3カ所、個別に水位を設定してございます。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） なかなか一般の人には理解できない説明なるのかなと思いますんで、できれば具体的に今の堀割地区が水位設定が何メートルだっていう答弁をいただきましたんですけども、平均水位が3カ所あってという話だと、当該している区域の人らには、この数値が要だということで、こっちは違う数値だよっていうことは、ちょっとなかなか理解しづらいのかなと思って、町としてその当該住民の方に説明する時に、この区域の水位はこうですからこうしてくださいって具体的な方法で示したほうが、住宅施工の面に関してもいいのかなと思いますんで、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号 大洗町河川出水災害危険区域に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第13号 大洗町営キャンプ場施設整備等管理運営基金条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第13号 大洗町営キャンプ場施設整備等管理運営基金条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

本案につきましては、町営キャンプ場である大洗キャンプ場および大洗サンビーチキャンプ場の整備や円滑な管理運営に資するため、基金を新設するものであります。

制定の内容といたしましては、一般会計歳入歳出予算において、基金に積み立てる額を定め、町営キャンプ場の施設整備および管理運営に要する経費に限り、財源に充てることのできるようにするものであります。

以上、議案第13号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号 大洗町営キャンプ場施設整備等管理運営基金条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号 大洗町営キャンプ場施設整備等管理運営基金条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

本案につきましては、消防職員の特殊勤務手当の見直しを行うものであります。

改正の内容といたしましては、火災等出動に伴う危険な業務および特殊な資格を要する業務に対する手当の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第14号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 全協にちょっと私、出席できなかったもので、こちらについて質問させてください。

まずこの手当っていうものは、何ていうんですかね、ほかの自治体とかそういったものっていうのもあるものなんですか。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 櫻井議員のご質問にお答えさせていただきます。

県内の各消防本部で調査をしましたところ、県内の24消防本部中ですね22の消防本部で、この何らかの特殊勤務手当が支給されております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） わかりました。ほかにあわせてやっていったところなんですね。はい、ありがとうございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありませんか。7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 消防のほうの部分じゃないんですけども、全体的にこれ、全職員に対応するというこの条例だということで前回ちょっとお話を聞きました。そのなかで、この5ページです。表の感染症予防手当ですか、これが1日につき500円となっています。これは全体の職員ですらばそうなんでしょうけども、消防としてはですね1日ということじゃなくて1回にっていうふうにしたほうが、私はいいいんじゃないかなということちょっと感じておりますので、その点についてちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 今村議員のご質問にお答えいたします。

ここで、この条例で申します第3条ですね、感染症予防作業手当というのは消防職員に限ったものではございませんので、一般の職員も該当するということでございまして、全協の時にもご説明したとおり、一般質問が今回の鳥インフルエンザ等で城里町等へ行きまして、ニワトリ等の防除にですね勤務いたしました。そのような場合を感染症予保に勤務した場合ですね、出るという手当で

ございますので、ここは消防職員に限ったものではないというふうにご理解いただきたいと思えます。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） それは全協でも聞きましたので理解しているつもりなのですが、ではなくてですね、感染症予防という、今回のコロナもそうでしょうけども、消防の場合にはですね1回出動すれば、それは感染症予防の服を着てですね出てってまた戻ると、これ1日じゃなくてですね出動が何回もあれば、またその都度、感染症予防対策で出動するんじゃないかなと思っております。ですので、この部分に関して私は先ほども申し上げたとおり全職員に対応するので1回ということでもよろしいんですけども、であれば、消防職員に関しましては1日じゃなくてですね、1回、2回というカウントですね、別に設けても、最終的にはいいんじゃないかなと思ひまして、その部分について質問をさせていただきました。これが全然駄目というわけじゃないんですが、消防に当てはめるとすれば、全職員ですけども、この部分だけ消防に当てはめるとすれば、1日じゃなくて1回、2回というカウントなのかなということですので、再度何かありましたら宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 今村議員のご質問にお答えさせていただきます。

消防職員が新型コロナウイルス等感染の疑いのある方を搬送した場合に、この表のなかとは別にですね、1日当たり4,000円という防疫作業手当を支給しております。これは国の方針もあり、1日当たり4,000円とさせていただきます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） これ、別にあるということで、大変不勉強で申し訳ありませんが、理解しました。失礼します。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第15号および議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第15号 大洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第15号 大洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例および議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、7ページをお開きください。

議案第15号につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、その関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法が改正されたことにより、その引用部分についての規定を整備するものであります。

次に、9ページをお開きください。

議案第16号につきましては、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準等の一部を改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援法の改正による条項の整備並びに民法等の一部を改正する法律の一部改正により、民法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の条項を削除するものであります。

以上、議案第15号および第16号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号 大洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号 大洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 1点だけ、26条が削除されていますが、その削除された理由というものは、あとは、そこを代わる何か文言ができているのか、それについて教えてください。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。



○こども課長（佐藤邦夫君） 櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

民法の改正が昨年12月にございまして、そのなかで親権者に懲戒権を認めるという規定が削除になってございます。こちらにつきましては、民法は1898年に施行された後に、時代の変化に伴いまして、例えば戦後には家の制度が廃止をされ、そういった形で時代にそぐわない部分をその都度修正をされてきたところがございますけれども、このなかで懲戒権というのが直近まで残っていたという状況でございます。こちらにつきましては、懲戒というのが皆さんも御存じのように、親の権限の下に、親権の下に、子どもに対して叱ったり、殴ったり、また、食事をさせないであったりとか、押し入れとかに閉じ込めるというようなことまで幅広く該当してくるところでございますが、こういったものが懲戒ということに当たるということで、それはいけないというような形で条例のほうでも規定をしておったところがございますけれども、今回、民法の改正に伴いまして、その懲戒というところが削除になりました。旧民法のなかで822条のなかで、親権を行う者は監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるということで規定があったところがございますが、こちらが821条のなかに、親権者について子の利益のために監護、教育ができることを前提に、子の人格を尊重すると共に年齢及び発達の程度に配慮しなければならないとされまして、体罰、その他、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないという形で追記がなされました。これまでの822条は、この懲戒の部分が削除をされまして、期初の指定ということに改められたところがございます。今の児童虐待的なところがいろんなところで話題、注視されているところがございますけれども、なかにはこの懲戒というところが解釈の仕方によっては児童虐待を招くというような形に捉えられている部分もございましたということで、そういったところも時代の変化を踏まえて民法のほうで改正されて、それに伴っての町の条例のほう、引用している条文につきましても改正をさせていただくというところがございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第17号および議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第17号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第18号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第17号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例および議案第18号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

議案第17号につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、安全に関する事項について、計画策定を義務付ける措置等を講ずるものであります。

次に、26ページをお開きください。

議案第18号につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、安全に関する事項について計画策定を義務付ける措置等を講ずるものであります。

以上、議案第17号および第18号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この条例のなかでですね、家庭的保育事業者等は職員に対して研修および訓練を定期的実施しなければならないというふうにあります。この中身をもう少し具体的に説明してください。

○議長（飯田英樹君） 子ども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

この議案第17号、18号に共通しております提案の背景といたしましては、昨年9月に静岡県牧之原市で発生をいたしました通園のバスの中にお子さんが置き去りになって死亡事故に至るというケースがございました。また、同様の事例が令和3年7月にも福岡県の中間市のほうで発生をしていると。こういった通園バスの中での死亡事故というところが続いて発生してしまったという状況がございまして。また、死亡に至らないまでも、こういったところの送迎バスでの置き去りというところが幾つかニュースなどでも取り上げられておりましたけれども、そういった事故を受けまし

て、国が定める特定教育・保育施設、また、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正をされたというところがございます。これに伴いまして、町のほうにつきましても、関係の法律を引用しているところの条例につきまして改正を行うものでございます。

また、この家庭的保育の部分も含めまして、町内にもその他認定こども園さんであったり、保育所、保育園ございますけれども、どの園もそれぞれ日々、バスに限らず安全確認というところに二重にも三重にもチェックをしていただいた上で保育所の運営のほうがなされているものとは存じておりますが、今回の改正を受けまして、改めてその確認の在り方につきまして規定を厳しくされるというような流れになっているのかなということ認識しているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この条例改正する背景はわかりましたけども、これを条例として作っていった後にですね、大洗町として、町としてはどういうふうに関わって、この条例がきちんと履行されているのかという確認していかなきゃいけない、あるいは指導していかなきゃいけない、それはどうなっているんですかっていうことです。

○議長（飯田英樹君） 子ども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

この条例のなかで家庭的保育事業、こちら該当されるのが大洗町の場合はこすもナーサリーさんになってございます。現在、こすもナーサリーさんを含めまして町内の保育施設で送迎でバスを運行しているところはございません。ただ、遠足などの園外保育等でバスが導入をされることがあるかと思っておりますので、そういったところに関しましては、きちんと乗降の際に点呼等によって確認をしていただくということが求められるところでございます。

また、そういったところも含めまして、全体的なこの安全基準の改正というところで、ひな形的なものが県を通じて国のほうからも来ておりますので、こちら毎年、町のほうで指導監査という形で園のほうに入らせていただいておりますので、その際にその部分も、より注意深く監査のほうをさせていただくような形をとりたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） バスの件でね、それは静岡の例見ればあれですけども、このなかでさらに衛生管理等についてもね、感染症予防、まん延の防止のために訓練を定期的実施するというふうになっているんです。こういうところについては、町はどういうふうにして、定期的というのはどのぐらいの範囲でいってるのか、それ含めてもっと具体的にわかりやすく説明していただきたいなと。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現時点でも各園でマニュアルを整備した上で、そういった安全であったり衛生面の部分に関してのチェック、また、職員のその時の動きなどを確認をしていただいているところでございます。

町としましては、年1回に設定しております指導監査の際に、その部分につきまして確認をとらせていただく、そういう流れになってくると思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第18号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 先ほどは、17条では民間の保育所が概当されるという。18条で放課後児童健全育成事業者となっておりますけども、この場合は大洗町も関わるということで理解していいんでしょうか。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

放課後児童健全育成事業でございます。こちらはいわゆる学童保育ということになってございますが、町のなかには現在、公設の学童としまして、おおあらい学童、みなみ学童という二つの学童保育と、あと、ひじり保育園さんと恵泉保育園さんで行われております民間さんの2カ所の学童がございます。こちらにつきましても先ほどの家庭的保育事業者と同様に、安全に関するマニュアル的なものの確認をとらせていただきながら、町のほうで指導をさせていただくと、そういう流れになっていくと認識しておりますので宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 先ほどはね、民間保育所は保育所のマニュアルで感染防止の対策をとるというふうに説明されましたが、今度は公立の学童保育が関わっているということで、また、当然民間も入ってますけども、この訓練等定期的実施するというので、見守るような話、報告を受ける、確認するだけで収まってましたね。先ほどの説明ではね。確認するだけでいいのかということもあるんですけど、具体的なマニュアルとか、それは町ではもう作ってあるのかどうか。そして、定期的というのとは、どのぐらいの期間を指すのかと、先ほど説明ありませんので、もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

民間さんも含めて学童保育につきまして、現時点でも運営上の例えば災害が発生した場合に子ど

もたちをどういう形でどこに避難をさせて、その時に職員がどういう対応をとるかというような形でのマニュアルのほうは作っているところでございます。これは民間さんともすり合わせをしたような形で、同じ内容のもので、今後まとめていきたいと考えているところでございます。

また、訓練の頻度でありますとか、その確認をする方法ということでございますけれども、こちらは民間さんのほうでは、やはりその施設によって人数なども違うというところもございまして、なかなか例えば月に1回やったりとか数カ月に1回という頻度まで規定するのは、なかなかちょっとそこは難しいところもあるのかなとは思いますが、年に1回はそういう形でマニュアルの作成状況なども含めて、いつ実施をされてどういう状況であったのかというところを確認してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 大事な内容だと思うんですね。ですから、保育所の運営の在り方もありましようが、町としてね、町としてどういうふうに取り組んでいくのかどうかというところがきちんと定めておかないと、何か説明聞いていると、保育所の、民間の出方次第みたいな、それを見守るような感じしかちょっと受け止められなかったんですけども、きちんと定めてですね、民間と力合わせて子どもたちを守っていくということを示していただきたい。マニュアルができれば是非見たいものでありますが、提供していただければと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

30ページをお開きください。

本案につきましては、新規に墓地を求めやすい環境を整備するため、町営公園墓地の使用許可の要件を緩和することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、許可要件の「引き続き1年以上」という文言を削除し、町内に住所を有していた期間に関わらず、墓地を新規に申し込むことができるようにするものであります。

以上、議案第19号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第20号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第20号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

32ページをお開きください。

本案につきましては、健康保険法施行令等の改正による出産育児一時金の支給額の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げ、加算額1万2,000円を加えた総額を42万から50万円に引き上げるものであります。

以上、議案第20号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書により、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第20号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） これは4月1日の施行前に妊娠されている方とかに対してはどうか、その3月31日までに生まれたお子さん、そのお母さんに対しては支給はないのか、その辺について教えてください。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

こちらの条例というか制度ですが、施行期日にありますように、令和5年4月1日以降に生まれたお子様に対して給付されるもので、3月31日までに生まれたお子様につきましては、経過措置にありますように従前の例で42万円ということになります。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第21号 大洗町幕末と明治の博物館条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第21号 大洗町幕末と明治の博物館条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明いたします。

34ページをお開きください。

本案につきましては、博物館法の一部を改正する法律の施行により、幕末と明治の博物館を公の施設として位置付けることに伴い所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、博物館法第18条に規定する公立博物館の「設置」に関する規定が削除されたため、これを地方自治法244条の2に規定する「公の施設の設置・管理」に基づく施設とするものであります。

以上、議案第21号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号 大洗町幕末と明治の博物館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号 大洗町幕末と明治の博物館条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第22号および議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第22号 大洗町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例および議案第23号 大洗町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第22号 大洗町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例および議案第23号 大洗町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

36ページをお開きください。

議案第22号につきましては、東日本大震災復興特別区域法の一部改正により、茨城県全域が同法に基づく特例措置の対象区域ではなくなったことに伴い、特例期間中に取得された特例対象資産の課税免除期間が令和4年度をもって終了することから、本条例を廃止するものであります。

次に、37ページをお開きください。

議案第23号につきましては、東日本大震災復興特別区域法の一部改正により、茨城県全域が同法に基づく特例措置の対象区域ではなくなったことに伴い、同法に基づき制定した工場立地法の準則を定めた本条例を廃止するものであります。

以上、議案第22号および第23号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。



これより議案第22号 大洗町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） これの固定資産税の課税免除なんですけど、どのぐらいの影響があるのかなと思ひまして、どういった区域が該当していたのかと、課税免除前と後でどのぐらい変わるのかわつていうのを教えていただきたいと思ひます。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、この影響というかですね、一つにはどこの区域かということ、それと課税免除額ですかね、これどれくらいかということでございますけども、今回の区域につきましては、大洗町内で3カ所の区域が指定されておひまして、そのうち大貫台地区、それと港湾部ですかね、ここの二つの区域に建てられた建物、あるいは償却資産が該当になってございます。

そのなかで課税免除になった金額でございますけども、平成25年から令和4年までの間で、総額でいいますと約8,550万円が固定資産税の課税免除になったということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがひまして、議案第22号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第23号 大洗町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 大洗町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがひまして、議案第23号は、原案のとおり決しました。

---

○議長（飯田英樹君） 暫時休憩いたします。なお、会議再開は11時35分を予定いたします。

(午前 11 時 26 分)

---

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 35 分)

---

◎議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第7、議案第24号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第24号につきまして提案理由を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和4年度大洗町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ4億5,344万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億8,063万1,000円とするものであります。

また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定するとともに、既定の地方債を変更するものであります。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費につきましては、年度内の事業完了が困難となる見通しとなった11事業について、翌年度に予算を繰り越して使用できるよう措置するものであります。

4款衛生費の「出産・子育て応援給付金事業」につきましては、補正予算専決処分で説明させていただきましたが、国の補正予算に基づき、翌年度にかけて事業を実施するため、1,081万9,000円を繰り越すものでございます。

「新型コロナウイルスワクチン接種事業」につきましては、ワクチン接種を4月以降も継続して実施することから、5,646万5,000円を繰り越すものでございます。

7款商工費の「町営キャンプ場管理運営事業」につきましては、大洗キャンプ場へのトイレ等の設置工事について、世界情勢の影響により材料の調達に時間を要し、工事完了が翌年度となる見込みのため、2,200万円を繰り越すものでございます。

8款土木費の「町道整備事業」につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、国の補正予算配分の増額分につきまして、完了が翌年度となる見込みのため、3億2,722万6,000円を繰り越すものでございます。

「防災子ども安全まちづくり事業」につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、6,225万2,000円を繰り越すものでございます。

「防災集団移転促進事業」につきましては、河川管理者との協議や住民との合意形成に時間を要しているため、590万円を繰り越すものでございます。

「都市構造再編集中支援事業」につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、2,196万1,000円を繰り越すものでございます。

「公園費」につきましては、公園の点検業務において、遊具の点検計画の見直しに時間を要したため、59万9,000円を繰り越すものでございます。

10款教育費の「校務支援システム整備事業」につきましては、半導体不足によりサーバの納期が遅延し、完了が翌年度の見込みとなるため、468万1,000円を繰り越すものでございます。

「南中学校空調設備改修事業」につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、国の補正予算に基づき実施する事業であり、着工が翌年度となる見込みのため、8,739万5,000円を繰り越すものでございます。

「第一中学校照明設備改修事業」につきましても、今回の補正予算に追加計上しておりますが、国の補正予算に基づき実施する事業であり、着工が翌年度となる見込みのため、5,069万9,000円を繰り越すものでございます。

5ページへお進みください。

第3表地方債補正についてご説明申し上げます。

「農業整備事業債」につきましては、県営土地改良事業の事業費減に伴い、町の負担金も減額となったため、710万円を減額するものでございます。

「消防自動車整備事業債」につきましては、事業費の確定に伴い280万円を減額するものでございます。

「学校整備事業債」につきましては、繰越明許費でも説明させていただきましたが「南中学校空調設備改修事業」および「第一中学校照明設備改修事業」の財源といたしまして7,950万円を増額するものでございます。

「臨時財政対策債」につきましては、発行可能額の確定により、1億4,170万円を減額するものでございます。

「道路整備事業債」につきましては、繰越明許費でも説明させていただきました「町道整備事業」の財源といたしまして追加するものであります。

続いて、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

歳出補正の全般的な内容といたしましては、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。

また、総務費を初め給料と職員手当等の人件費につきましては、最終調整によるものであります。

以下、省略してご説明申し上げます。また、単なる財源振替や事業費の一般的な確定減等につきましても、政策的余地がないことから説明を省略させていただきます。

12ページ下段をご覧ください。

3款民生費の「障害者福祉費」につきましては、障害児給付費および自立支援給付費の実績見込みにより、合わせて1,213万1,000円を追加計上するものでございます。

13ページにお進みください。

「介護保険事業費」につきましては、給付費の実績見込みによる減額分として、介護保険特別会計への繰出金410万円を減額するものでございます。

中段の「児童措置費」の「子ども・子育て支援交付金過年度返還金」につきましては、令和3年度の実績額の確定により、返還金が生じたことから償還金について121万2,000円を追加計上するものでございます。

4款「衛生費」の「予防費」につきましても、令和3年度の実績額の確定により、返還金が生じたことから償還金について4,196万1,000円を追加計上するものでございます。

「水道事業費」につきましては、水道事業会計において、主に電気料金の高騰により収益的収支の決算で欠損金が生じる見込みのため、欠損額を補助するため、2,100万円を追加計上するものでございます。

「新型コロナウイルス感染症対策基金費」につきましては、一般寄附金のうち、新型コロナウイルス感染症対策分としていただいた100万円を基金へ積み立てるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。

中段の6款農林水産業費の「向谷原地区土地改良事業負担金」につきましては、地方債補正でも触れさせていただきましたが、県営土地改良事業の事業費減に伴い、町の負担金も減額となったため、785万円を減額するものでございます。

8款土木費道路新設改良費につきましては、繰越明許費及び地方債補正でも触れさせていただきましたが、国の補正により、社会資本整備総合交付金事業として事業費の増額が認められたため、委託料、工事請負費および補償費合わせまして3億1,000万円を追加計上するものでございます。

「公共下水道費」につきましては、公共下水道事業特別会計における決算見込みにより、一般会計からの繰出金1,458万円を減額するものでございます。

15ページへお進みください。

10款教育費学校財産管理費につきましても、繰越明許費及び地方債補正で触れさせていただきましたが、国の補正予算により、南中学校空調設備改修工事および第一中学校照明設備改修工事の事業に係る補助金が認められたため、委託料および工事請負費、合わせまして1億3,809万4,000円を追加計上するものであります。

6ページへお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、増額分として、地方交付税1億851万7,000円、使用料および手数料133万7,000円、国庫支出金2億1,758万7,000円、寄附金326万4,000円、繰越金4億489万4,000円、諸収入1,922万2,000円、町債6,990万円を追加し、減額分として、県支出金

579万9,000円、繰入金3億6,548万1,000円を計上し、歳入歳出それぞれ4億5,344万1,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第24号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第9号）の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第24号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第9号）について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 収入ですね、収入のなかで東京電力からの賠償金がありますが、これはどういふことの賠償金なのか伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 菊地議員からのご質問にお答えいたします。

東電の賠償というところでございますけれども、本件につきましては、平成23年当時に町が東京電力に対して復興観光キャラバンに要した費用を損害賠償請求を求めていましたが、当時認められていなかったものをですね、この10年の時を経て東京電力から改めて再検討しますという申し入れがありまして、残存する資料を詳細にですね確認しながら、一つ一つ因果関係を洗い出しながら認めていただいたのがこの東電の賠償金となります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 12ページにありますわくわく茨城生活実現事業と、これが650万が減額されてますが、大変大きい額ですけども、これはどういうことからこんなに減額されたのか伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

このわくわく茨城生活実現事業でございますけれども、県と大洗町を含む38の市町村とで地域再生計画を作成をいたしまして、移住直前の10年間、東京圏で生活をしているとか、5年以上、東京23区に通勤してきた方々が対象となっており、一世帯そういった方々が茨城県、大洗町に移住した場合には、世帯で100万円、単身で60万円の補助をする制度でございます。当初、問い合わせ件数が、家族世帯が4世帯、それから単身世帯で2世帯あったところでしたけれども、最終的にはそのなかから1世帯がこの移住支援金を受けることができましたので、残金については減額補正をするものでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。結果的にそうなってますけども、この移住の促進でこういうふうになっちゃったと。どういうふうに受け止めているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 菊地議員の再度のご質問ですけども、このわくわく移住支援制度ですけども、非常にその制度が要件が厳しいところがあります。10年間東京圏に住んで

きて、例えば一つの例でいうと、県が提供するマッチングサイトに登録されている企業に就職しなければならぬであったりとか、こちらに来てテレワークで仕事をしなければならぬというような要件がありますので、なかなかその要件に見合って、この支援金を使う方というのは非常に難しいのか、問い合わせは多いんですけれども、やはり問い合わせの段階で断念される方も多いのが事実でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 10ページの防犯灯LEDリース料なんですけど、これだけの減額というか、1割ぐらいなんですけど、これは実際に町内会から切り換えますよっていったのが、思うように進んでなかったからなのかなっていう、この減額の理由を教えてください。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 今のご質問にお答えいたします。

当初ですね、LED事業を開始する前にですね、そもそも灯数というのがこちらで把握するのがですね、大洗町ですね東電で契約している状況を東電のほうに確認しましたところ、大体1,300ぐらいと見込んでたんですけども、それがですね実際やってみましたら、そこまでいかなかったと。あとは議員の言うとおりに、ちょっとその事務をやっていくなかで時間がかかったりとか、そういうのも含めてこのような減額になったということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） これ、単年度の事業じゃないと理解してるんですけど、何でしょう町内会のほうはもう令和4年度で終わってるって思っているんですか。町内会からのやりますよって言ったところまでは終わってるって認識でよろしいですか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

今やってる途中でございまして、年度末ぐらいまでかかる予定でございます。あとですね、やはり町内会から町のほうに移管するということでございますが、あとやはりいろんな事情でですね町内会が解散したりとか、そういうものがございまして、それで個人で持っているもの、そういうものもございまして、その辺りはですね状況を確認しながらですね、来年度以降も確認してうちのほうに移管を受けるといようなことがやる予定でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決

しました。

---

◎議案第25号ないし議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第25号 令和4年度大洗町国民健康保険特別補正予算（第2号）、議案第26号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第27号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第25号から議案第28号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

一般会計と同じく、特別会計におきましても事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。また、給料と職員手当等の人件費につきましても、一般会計と同様に最終調整によるものであります。

19ページをご覧ください。

議案第25号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,481万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を19億3,383万1,000円とするものであります。

23ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

2款保険給付費の一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込みにおいて給付費に不足が見込まれたため、1億345万2,000円を追加計上するものでございます。

6款基金積立金につきましては、令和3年度決算で生じた繰越金を支払準備基金に積み立てるため、4,136万3,000円を追加計上するものでございます。

21ページへお戻りください。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、県支出金1億345万2,000円、繰越金4,136万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,482万9,000円を追加補正するものであります。

続きまして25ページをご覧ください。

議案第26号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,907万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億565万2,000円とするものであります。

30ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

2款保険給付費の介護サービス給付費から次ページの3款地域支援事業費の介護予防・生活支援

サービス事業までは、給付費等の実績見込みによる増減調整をするものでございます。

5款基金積立金につきましては、令和3年度決算で生じた繰越金を介護給付費準備基金に積み立てるため、1,373万円を追加計上するものでございます。

27ページへお戻りください。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、減額分として、国庫支出金635万円、支払基金交付金885万6,000円、県支出金595万円、繰入金1,164万4,000円を減額し、増額分として、繰越金1,373万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,907万円を減額するものでございます。

続きまして33ページをご覧ください。

議案第27号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,918万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,250万円とするものであります。

また、繰越明許費を設定するとともに、地方債を変更するものであります。

35ページをご覧ください。

第2表繰越明許費公共下水道事業につきましては、磯浜地区枝線管渠工事において他事業との調整に時間を要したことから、総額で3,520万3,000円を繰り越すものでございます。

那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴い、町の負担金679万円9,000円を繰り越すものであります。

第3表地方債補正につきましては、地方債充当事業費の確定により、借入限度額を変更するものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

37ページ下段をご覧ください。

1款公共下水道事業費の流域下水道費につきましては、那珂久慈流域下水道建設負担金及び維持管理負担金において、県事業に対する負担金額が確定したことにより、1,918万円を減額するものでございます。

36ページ上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、繰入金1,485万円、町債460万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,918万円を減額するものであります。

続きまして39ページをご覧ください。

議案第28号令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入および支出について、収入の水道事業費用の予定額を2,100万円追加し、補正後の予定額を6億2,668万7,000円とするものであります。

40ページをご覧ください。

収入の営業外収益にあります一般会計補助金につきましては、水道事業会計において、主に電気料の高騰により収益的収支の決算で欠損金が生じる見込みのため、一般会計からの補助金2,100



万円を追加計上するものでございます。

以上、議案第25号から議案第28号まで一括して提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第26号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） この介護保険特別会計が減額で補正されている一番の理由というものを教えてください。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

これは具体的なデータを取って調べているわけではないので、この理由は、この根拠が基ですと答えられるものではないんですけれども、ただ、現場の肌感といいますか感触としましては、やはりこのコロナが2年半ぐらい続いたなかで、サービス、どうしても高齢者の方が集まるデイサービスであったり施設であったり、集まるということが制限されていた時期がございました。その名残というか、集まってコロナに罹患してしまうことの恐れであるとか、あるいは、あとはまたこの電力であったり、最近の物価高騰の影響があるかと思うんですけれども、やはり各ご家庭の経済がちょっと厳しくなっているのかなと。そういったところで、ちょっとサービス控えようかなと思われているご家庭が多いのかなというのが我々現場サイドの感触でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。それによって介護を受けている方の体の影響っていうのは、何か進行したりとか、やはり平時とは違ったものがあったんですか。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） お答えいたします。

こちらのほうも具体的に高齢者の体の状況がどれぐらい変わったのかというのが、ちょっと比べる値というのがないんですけれども、大洗町の例えば新規申請、新規で介護サービスを受けたい

よってという時に調査が入るんですけども、コロナ前ですと比較的軽い介護度で新規申請で区分が軽い、介護の1であるとか、あとは支援の2で、いっても2とかであったのが、新規申請でいきなり介護2とか3とか、ぼんってちょっと高めに上がってくる方が多いかなってというのは現場の感触です。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第27号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第28号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり決しました。

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第8、議案第29号 町道路線の認定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第29号 町道路線の認定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、旧祝町小跡地の開発により新たに整備された区画内の道路を町道認定するものであり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第29号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号 町道路線の認定について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号 町道路線の認定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第9、発議第1号 大洗町議会の個人情報の保護に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。4番 伊藤 豊君。

〔4番 伊藤 豊君 登壇〕

○4番（伊藤 豊君） それでは、発議第1号 大洗町議会の個人情報の保護に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を改正するものであります。

提出者 大洗町議会議員 伊藤 豊

賛成者 大洗町議会議員 飯田英樹、柴田佑美子、菊地昇悦、坂本純治、勝村勝一、海老沢功泰、和田淳也、今村和章、小沼正男、石山 淳、櫻井重明、全員であります。

議員各位におきましては、資料にあるとおり、本条例の趣旨をご理解いただきまして、適切なご判断をくださいますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号 大洗町議会の個人情報の保護に関する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 大洗町議会の個人情報の保護に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、発議第2号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。4番 伊藤 豊君。

〔4番 伊藤 豊君 登壇〕

○4番（伊藤 豊君） 続きまして、発議第2号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

提出者 大洗町議会議員 伊藤 豊

賛成者 大洗町議会議員 飯田英樹、柴田佑美子、菊地昇悦、坂本純治、勝村勝一、海老沢功泰、和田淳也、今村和章、小沼正男、石山 淳、櫻井重明、以上全員であります。

議員各位におきましては、資料にあるとおり、本条例の趣旨をご理解いただきまして、適切なご判断をくださいますよう宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第2号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、発議第2号は、原案のとおり決しました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、発議第3号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。4番 伊藤 豊君。

〔4番 伊藤 豊君 登壇〕

○4番（伊藤 豊君） 続きまして、発議第3号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における候補者の政見等を選挙人に周知する選挙公報を発行するため、本条例を制定するものであります。

提出者 大洗町議会議員 伊藤 豊

賛成者 大洗町議会議員 飯田英樹、柴田佑美子、菊地昇悦、坂本純治、勝村勝一、海老沢功泰、和田淳也、今村和章、小沼正男、石山 淳、櫻井重明、全員であります。

議員各位におきましては、資料にあるとおり本条例の趣旨をご理解いただきまして、適切な判断をくださいますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより発議第3号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、発議第3号は、原案のとおり決しました。

---

◎選挙第1号の上程、説明

○議長（飯田英樹君） 日程第10、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員の選挙につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、大洗町議会議員より1名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選として議長が指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選として議長が指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に7番今村和章君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した今村和章君を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、指名のとおり決しました。

今村和章君に対し、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

---

#### ◎諮問第1および諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第11、諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 諮問第1号および諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括して提案理由をご説明いたします。

1ページおよび2ページをご覧ください。

本案につきましては、関根ひろ子氏と福嶋 進氏の2名を大洗町人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は3年となっております。

ご賛同のほど宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、諮問第2号は、適任とすることに決しました。

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（飯田英樹君） 日程第12、報告第1号 令和5年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について説明を求めます。副町長 関 清一君。

〔副町長 関 清一君 登壇〕

○副町長（関 清一君） 報告第1号 令和5年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、ご説明を申し上げます。

お手元配付の資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和5年度の事業計画についてでございます。

1「土地取得事業」につきましては、新たな用地取得の予定は現段階でございませんが、町からの先行取得などを求められた場合に対応してまいります。

2の「保有土地（公有地取得事業）の処分について」ですが、公社所有の五反田等の保有地の処分を進めてまいります。

3「保有土地の管理並びに付帯する事業」については、公社保有地の草刈り等の維持管理を実施してまいります。

2ページをお開きください。

令和5年度の資金計画の表は、前年度決算見込額と本年度の予算額とを対比する形でお示しをしております。

表中の本年度予算額については、4ページからの予算説明書にてご説明を申し上げます。

なお、本年度予算額の受入資金および支払資金の総額は、それぞれ3,317万9,000円となっております。

3ページをご覧ください。

令和5年度の会計予算でございます。

収入支出については4ページからの予算説明書にてご説明申し上げますが、第3条の一時借入金については限度額を5,000万円と定めるものでございます。

4ページをご覧ください。

収入の部の1款事業収益については、公有地取得事業収益の科目設定のため、1,000円を計上し

ております。

ほかに、2款事業外収益として、受取利息2,000円と雑収益1,000円を、3款借入金として1,000円を、4款繰越金として3,317万4,000円をそれぞれ計上しております。

以上、収入合計は3,317万9,000円でございます。

5ページをご覧ください。

支出の部の1款事業費の公有地取得費については、科目設定のため、土地取得費として1,000円、補償費として1,000円をそれぞれ計上しております。

2款販売費及び一般管理費は、公社保有土地の維持管理費、振込手数料、法人税として21万5,000円を計上しております。

3款事業外費用は、借入金の利息等として2,000円を、4款借入金償還金は、科目設定のため1,000円を、それぞれ計上しております。

また、5款予備費は、3,295万9,000円を計上しております。

以上、支出は3,317万9,000円でございます。

なお、新たに用地代行買収事業など、町からの要請、あるいは協力依頼によりまして、事業計画の変更並びに予算の補正がありますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号 令和5年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 以上、報告のとおりであります。

---

#### ◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第13、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 3件ほど有り難いご寄附をいただきましたので、報告をさせていただきます。

つくば市の沼尻産業株式会社 代表取締役 沼尻年正さんから30万円、小美玉市野田、株式会社沼田機業 代表取締役 沼田 直さんから100万円、東京都葛飾区柴又の株式会社トーヨー建設 代表取締役 岡田吉充さんから20万円、それぞれ企業版ふるさと納税として、寄附目的、海の街大洗創生推進プロジェクトでお使いくださいということで、有り難くご寄附を頂戴いたしましたので、寄附者の思いをもとに、しっかりと活用させていただきたいと思っております。

であります。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上、報告のとおりであります。

---



◎休会の件

○議長（飯田英樹君） 日程第14、休会の件についてお諮りしたいと思います。明日3月2日を議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、明日2日を休会とすることに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月3日午前9時30分から、施政方針並びに新年度予算に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後0時24分

